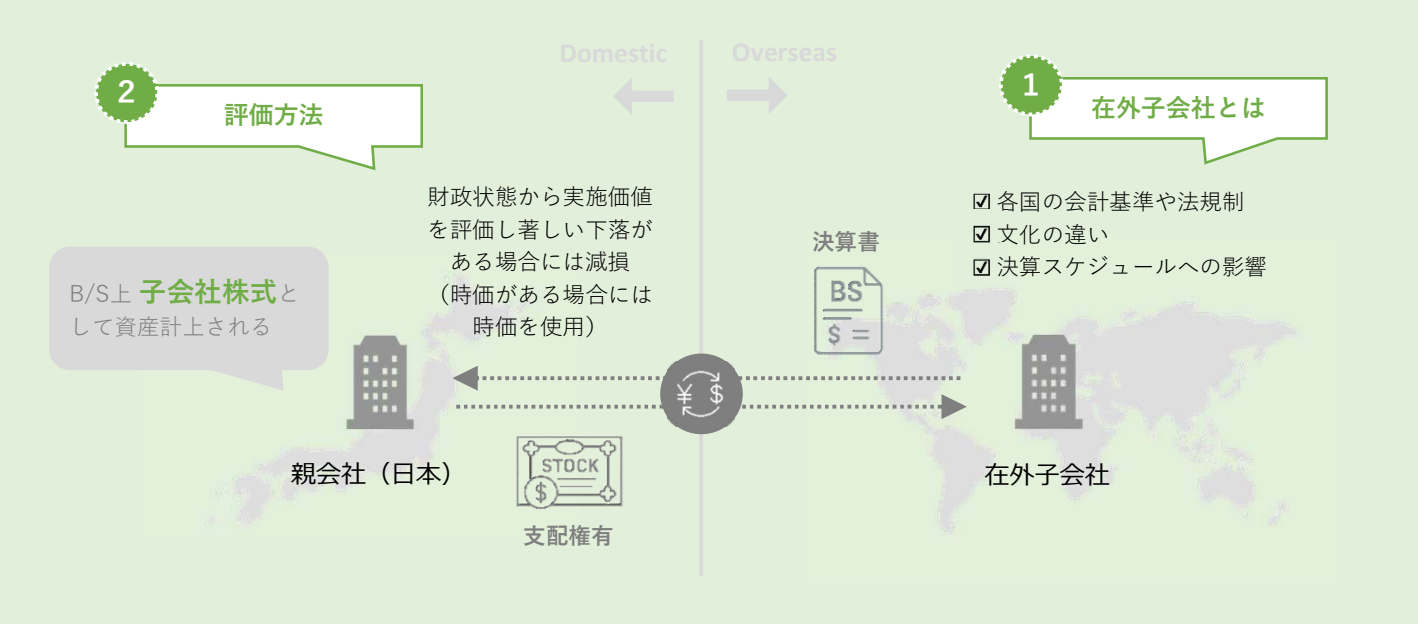


【全体概要図】



1 在外子会社とは

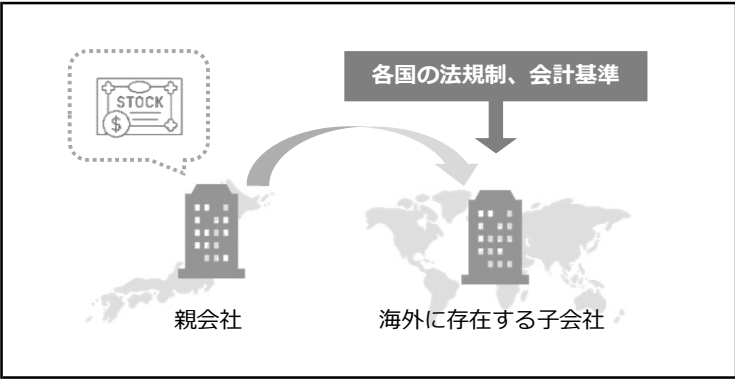
⇒ 子会社とは、親会社がその議決権の過半数を保有する等、実質的な支配を行っている場合の対象法人を指す。
子会社は日本以外の海外にも現地法人等の形で存在することがあり、これらを在外子会社という。在外子会社には設立から親会社で行っている現地法人以外にも、M&A等で取得してきた法人なども含まれる。

（1）各国の会計基準、法規制による決算

現地法人は会社の存在する法規制や会計基準、税法に従って事業を運営し、会計帳簿を作成することとなる。
その際、無視することが出来ないのは、各国の会計基準や法規制が異なることにより、在外子会社の決算期や決算の締めスケジュールに制約があるケースが多いことである。たとえば、一部の国では決算期を年末に固定することが法令により義務付けられており、日本の親会社の決算と一致させることができない場合や、現地での監査制度や承認手続きが厳格であるため、財務諸表の確定および報告に時間を要することもあり得る。
これにより、親会社の決算日までに必要な情報が揃わず、仮計上や後日調整といった対応が求められるケースも実務上存在する。

（2）親会社の単体決算上の会計処理

親会社の単体決算上、在外子会社の株式についても国内子会社と同様、関係会社株式や、子会社株式といった勘定科目で処理する。
子会社に該当するかどうかの判定や、資産計上する勘定科目について、日本に存在する子会社と変わるものではなく、同様の処理を行うこととなる。
子会社の業績について、後述の評価が必要になった場合を除き、連結を行わない単体数値上取り込まれることがないのも同様である。



【参考】異なる会計基準で作成された在外子会社の決算書数値を利用することの可否

連結財務諸表作成においては、在外子会社の財務諸表が国際財務報告基準又は米国会計基準に準拠して作成されている場合、特定の項目について日本基準に修正することを条件として、これら財務諸表を連結手続上利用することが認められているのに対し、単体決算における子会社株式の評価については、このような明確な規定が見受けられない。
この点、単体決算においても在外子会社の会計を日本基準に調整することで純資産が変わる場合、子会社株式の評価に影響がある。そのため、実質価額の算定において、在外子会社の純資産を適切に評価するためには、現地会計基準との違いを調整、組換などで反映するのが原則と考えられる。しかし、実務上は現地の決算数値をそのまま利用するケースが多く、この背景には重要性の原則等の判断が介在しているものと思われる。
在外子会社の存在する国の会計基準から日本基準に変更した際、金額的な影響が大きい場合には、調整等を行うことが必要と考えるのが適当であろう。

2 在外子会社株式の評価方法

⇒ 親会社の単体決算において保有する子会社株式は、原則として「投資その他の資産」に区分され、他の子会社株式と同様に金融商品会計基準に基づいて評価される。具体的には、子会社株式は原則として「取得原価（帳簿価額）」で評価が行われ、価値の著しい下落がある場合には減損処理を行う必要がある。評価方法は時価のある場合と時価のない場合で異なる点も国内子会社と変わらない。

（1）時価のある場合

⇒ ①時価の著しい下落があり、且つ、②回復する見込みがない場合には減損処理を行う。
例えば、海外子会社が現地取引所に上場しているような場合には、時価を用いて減損の検討を行うこととなる。

（2）時価のない場合

⇒ 期末時点の実質価額が著しく下落している場合には減損処理を行う、実質価額は関係会社の財政状態で判定を行う。
具体的には、関係会社の貸借対照表から、1株当たりの純資産額を計算し、これに投資元企業の持つ持株数を乗じて計算する。

3 在外子会社株式の評価における為替相場の影響

⇒ 在外子会社の評価にあたり、為替相場の影響はほとんどない。
在外子会社の株式は多くの場合、外貨で取得される。そのため、親会社の単体財務諸表においては、外貨建資産として換算処理が必要となるのは相違ないが、在外子会社の評価においてはHR（ヒストリカルレート）を使用するため、通常、在外子会社株式取得時（在外子会社設立時）から為替レートを変更しない。

